

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
令和6年度車両(自動車)操縦訓練役務	防衛大臣承認		
	作 成	令和 6年 2月 22日	
	変 更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	西部方面総監部人事部援護業務課	

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊西部方面隊が令和6年度の職業訓練として退職予定隊員に受講させる車両(自動車)操縦訓練について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z000009による。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する文書は、その仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### 1.3.1 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

## 2 役務に関する要求

### 2.1 実施時期

令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)の間

### 2.2 実施場所

契約の相手方の指定する都道府県公安委員会指定の自動車学校等の教習施設

### 2.3 受講予定者

定年退職の概ね2～3年前の年齢50歳代の自衛官及び任期満了退職の概ね1～2年前の年齢20歳代の自衛官

### 2.4 訓練内容等

#### 2.4.1 訓練目的

退職予定隊員に対し、退職後の再就職に必要な車両(自動車)免許の取得に必要な知識及び技能を習得させる。

#### 2.4.2 訓練方式

契約の相手方が指定する都道府県公安委員会指定の自動車学校等の教習施設において、契約の相手方が準備する宿泊施設に宿泊しての合宿方式、受講者が所在する駐屯地等から契約の相手方が準備する移動手段による送迎又は交通費を支給しての通修方式での受講とする。

### 2.4.3 訓練する免許の種類, 受講者数等

- a) 訓練する免許の種類, 受講者数等は, 別紙第1「訓練免許, 条件及び受講者数」のとおりとする。
- b) 教育時間(期間)は, 実施時期の範囲内において, 契約の相手方が定める時間(期間)とする。

### 2.4.4 受講単価(各訓練免許共通)

- a) 契約の相手方は, 実施する訓練を宿泊による合宿方式又は通修方式とし, 単価を設定する。この際, 単価は, 訓練する免許の種類及び受講者の保有免許ごとに設定するものとする。
- b) 1名分の単価には, 学科教習費(教材費), 技能教習費, 検定費(審査交付料を含む。), 入所金等の事務手続費, 交通費等, 訓練に必要な一切を含むものとする。また, 合宿方式による訓練の場合は, 宿泊費, 食費, 受講者が所在する駐屯地等と宿泊施設間の移動に係る経費(入校時及び卒業時の一往復分)を含め, 契約の相手方が負担するものとする。

### 2.4.5 実施要領等

- a) 契約締結後, 西部方面総監部人事部援護業務課援護教育センター(以下, 「援護教育センター」という。)は, 契約の相手方に対し, 受講者名簿を交付する。契約の相手方は, この受講者名簿に基づき, 各受講者の受講時期及び受講教習施設を計画し, 援護教育センターと調整を実施するものとする。
- b) 援護教育センターは, 各受講者に対し, 受講時期, 受講教習施設を通知するとともに, 契約の相手方が指定する方法で入校(受講)申込みを実施させる。
- c) 契約の相手方は, 受講者の入校(受講)申込みの受理以降, 各受講者と必要な処置事項等について直接連絡, 調整を実施するものとする。
- d) 本訓練の受講に伴う移動については, 契約の相手方において実施するものとし, 各受講者の移動要領について適切に計画し, 各受講者に通知するものとする。
- e) 援護教育センターは, 契約締結後に受講者に変更が生じた場合は, 契約の相手方へ通知するとともに, 相互に協議するものとする。
- f) 契約の相手方は, 受講者が予定した受講時期に受講することができない事情(健康状態等, 本人に起因するもの, 部隊業務に起因するもの, 災害等の発生等)が生じた場合, 援護教育センターと協議し受講時期を変更するものとする。
- g) 契約の相手方は, 各訓練免許の取得に必要な一般的な基準期間内に, 各訓練免許の取得ができない見込みと判断した場合は, 直ちに援護教育センターに通知し, 以降の受講等について協議するものとする。
- h) 契約の相手方は, 全受講者の受講終了後, 速やかに別紙第2「訓練修了通知」を援護教育センターに提出するものとする。

## 3 検査等

### 3.1 検査

この仕様書によるほか, 契約担当官等の任命する検査官が実施する。

### 3.2 監督

この仕様書によるほか, 訓練の実施状況について, 契約担当官等の任命する監督官が実施する。

### **3.3 個人情報**

契約の相手方が知り得た個人情報は、第三者への伝達、提供等をしてはならない。また、教育において、受講者の個人情報を文書等により提供させた場合は、教育終了後、速やかに本人に返納するものとする。

## **4 仕様書に関する疑義**

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

## 訓練免許, 条件及び受講者数

訓練免許	条件 (保有免許)	受講者数
第一種大型自動車 (九州)	第一種普通 (MT)	6
第一種大型自動車 (九州)	第一種準中型	1
第一種大型自動車 (九州)	第一種中型 (8 t 限定)	2
第一種大型自動車 (九州)	第一種中型 (条件なし)	1
第一種大型自動車 (沖縄)	第一種普通 (MT)	1
第一種大型自衛隊車両限定解除 (九州)	第一種大型 (自衛隊車両限定)	9
第一種大型自衛隊車両限定解除 (沖縄)	第一種大型 (自衛隊車両限定)	2
第一種普通自動車 (九州)	免許なし	3 2
第一種普通自動車AT限定 (九州)	免許なし	4
第一種普通自動車 (沖縄)	免許なし	6
第二種大型自動車 (九州)	第一種大型	3 5
第二種大型自動車 (沖縄)	第一種大型	5
第二種普通自動車 (九州)	第一種準中型 5 t 以上	1 7
第二種普通自動車 (沖縄)	第一種準中型 5 t 以上	3
けん引 (九州)	第一種普通 (MT) 以上	5
けん引 (沖縄)	第一種普通 (MT) 以上	1
大型特殊 (九州)	第一種普通以上	2 2
大型特殊 (沖縄)	第一種普通以上	3

